

## 公益財団法人浜松国際交流協会評議員選定委員会規程

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人浜松国際交流協会（以下「この法人」という。）の定款第11条に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、定款第11条の定めにより、この法人の評議員の選任及び解任を任務とする。

### (構成)

第3条 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

2 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となつたことがある者

(3) (1) 又は (2) に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む）

3 選定委員会の議長は、委員の互選によって決める。

### (招集及び開催)

第4条 選定委員会の招集は代表理事が行う。

### (選定方法)

第5条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### (議事録)

第6条 選定委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員が議事録に記名押印し代表理事に提出しなければならない。

### (任期)

第7条 評議員選定委員会の委員の任期は定めない。

2 選定委員会の委員は、辞任後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(報酬)

第8条 選定委員会の委員は、無報酬とする。

2 選定委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(改廃)

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成22年12月1日より施行する。